

仕 様 書

1 品名及び数量

品 名	数 量
大型ごみ収集運搬手数料納付券 250円券	27,000冊
大型ごみ収集運搬手数料納付券 1,000円券	1,800冊

2 内 容

- (1) 寸 法 全 体：縦 80mm × 横 205mm
シール部分：縦 80mm × 横 80mm
シール台紙：縦 80mm × 横 205mm
- (2) 形 状 二層構造のタックシール仕様（見本は業務第一課にて閲覧可能）
- (3) 形 態 10枚綴り（1冊：表紙＋10枚綴り・ホッチキス止め1か所）
- (4) 材 質 表 紙：再生紙70kg
シール台紙：捺印及び筆記特性を有する上質用紙81.4g/m²
シール部分：再生紙タック64g/m²
※「表紙」及び「シール部分」については、広島市役所グリーン購入ガイドラインの「判断基準」を満たす印刷用紙を使用すること。ただし、広島市役所グリーン購入ガイドラインの「判断基準」を満たす印刷用紙を使用できない場合は、この基準を満たさない印刷用紙を使用することができるものとする。その場合であっても、できる限り環境に配慮した印刷用紙を使用するよう努めること。
- (5) 印 刷 表 紙：表2色＋通し番号1カ所
シール台紙：表2色・裏1色＋通し番号3カ所＋固定バーコード
シール部分：表3色＋通し番号1カ所
- (6) 納付券のデザイン・色等 別途提供する見本のとおりとする。
- (7) 特殊加工等 別途提供する見本に基づき、以下の加工を施すこと。
- ① 偽造防止対策
シール部分には、以下の偽造防止技術を施すこと。
- ア コピー牽制
目視での視認性は低いが、白黒・カラーを問わず複写機等で複写した場合、素地に「コピー不可」の文字が現れるもの。（文字が判読できる範囲の濃度に対し確実に）
- イ マイクロ文字
大きさ0.35mm以下の微小文字を直線又は曲線状に並べて、輪郭を表現するもの。
- ② 不正使用防止対策
シール部分に半抜き加工を施し、一旦貼付したものをはがそうとした場合、半抜きした部分から裂けてしまい、きれいにはがれないこと。台紙からはがす時、破損しないように調整するため、試用品により業務第一課と協議することとする。
- ③ 視覚障害者対策
納付券の250円券に1か所、1,000円券に2カ所の切りかけ加工を施すものとする。

④ シール強度

シール部分は、台紙部分から容易に剥離できるとともに、貼付した場合は、夏季・冬季においても、その接着力が充分維持されるものであること。

⑤ 通し番号

表紙へ1か所、シール台紙へ2か所、シール部分へ1か所の計4か所へ12桁（ハイフンを含む。）の通し番号を印刷するものとする。

品名等	通し番号
250円券 (27,000冊)	25-735001-(01~10)~25-762000-(01~10)
1,000円券 (1,800冊)	10-042201-(01~10)~10-044000-(01~10)

⑥ バーコード

シール台紙へ広島市が取得したJAN13桁のバーコードを印刷すること。

3 印刷等管理体制

自社の専用工場で印刷すること。ただし、自社の専用工場以外の工場で印刷する場合は、所在地等を広島市に報告し、本市の指示をあおぐこと。

印刷は施錠可能で関係者以外が立ち入りできない場所で行うものとし、管理体制には万全を期すこと。

製版、断裁、印刷等すべての点において、十分注意を払い、取り扱うものとする。

印刷にあたっては、各工程終了後に数量確認を行うものとし、損紙・不良品等について調書を作成すること。

仕上がった納付券については、工場内において出荷まで厳重に管理すること。

4 仕様に基づく事前チェック

本印刷前に、通し番号を除く全ての仕様を満たした印刷サンプルを業務第一課に提出し、事前チェックを受けること。このチェックで不合格の場合は、不適合部分を修正のうえ、再度、印刷サンプルを業務第一課に提出し、再チェックを受けること。（以下、合格するまで同じ。）

5 納入期限

令和7年11月28日（金）

※期限前の分納を指示する場合がある。

6 納入場所

広島市役所4階 環境局業務第一課（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）

7 納入方法

- ・ 10冊ごとに帯じめし、200冊ごとに梱包すること。
- ・ 湿気防止対策として、梱包時にビニール等で包装すること。
- ・ 梱包は、運搬・保管に耐えうる程度の強度とし、また、すき間が生じる場合には緩衝材を入れる等の破損等の防止に努めること。
- ・ 箱の外側に梱包した納付券の通し番号を表示すること。

8 その他

- (1) 着手前に広島市と打合せを行うこと。
- (2) 納品後最低1年間は、通常の屋内保管の状態において、シール部分の容易な剥離と接着力が充分維持されなければならない。これらの状況が維持できないものは、不良品として無償で交換を行うこと。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合、又は、本仕様書に記載のない事項については、広島市と受注者が協議のうえ決定する。